

都道府県会館管理料の復元(H22 引き下げ前の水準)及び将来の対応について

- (1) 都道府県会館の保全管理上の課題に関する検討結果報告書(令和2年6月3日全国知事会理事会議決)を受け、令和3年度から管理料・賃料等を、平成22年度引下げ前の水準に復元する。あわせて車庫使用料を無料化する(都道府県別金額は資料13-2)。

復元的前提とされた収入確保及び支出削減策は、全国知事会及び(公財)都道府県センターの両方で既に本年度から実施しており、毎年度55百万円、一時的なもの4百万円の削減効果が出ている(資料13-3)。都道府県会館に係る経緯は、資料13-4。

- (2) 管理料・賃料等を復元し、かつその後5年ごとに、物価上昇率相当分を上乗せしても、なお10年後(令和11年度)に保全管理の財源不足4億8千万円が想定される。理事会では、これを解決する3つの方式が示されたところであり、引き続き継続的に理事会で検討する(資料13-5)。

<論点> 共用部分(各県の東京事務所部分を除いた部分)に係る保全管理財源不足額を、全都道府県が拠出するか(会館建設時の方式)、入居する都道府県(現在44団体)のみが拠出するか。